役員の報酬等の総額について

評議員会において定める「役員の報酬等の総額」は、年間３００万円（施設長を兼務する理事の職員給与分を除く）とする。

（参考）

社会福祉法人藤崎台童園定款第２３条

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。